

第4次古賀市総合振興計画
後期基本計画 原案

平成28年10月

古賀市

目次

1	重点プロジェクト	3
	地域活性化プロジェクト	3
	快適安心プロジェクト	4
	子どもすこやかプロジェクト	4
	暮らし支えあいプロジェクト	5
	生涯活躍プロジェクト	5
2	政策別基本計画	6
	基本目標1 活気とにぎわいあふれるまちづくり	6
	政策 1-1 農林業の振興	7
	政策 1-2 商工業の振興	10
	政策 1-3 観光の振興	12
	基本目標2 自然を大切にし 環境にやさしいまちづくり	14
	政策 2-1 環境の保全	15
	政策 2-2 循環型社会の形成	17
	基本目標3 こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり	19
	政策 3-1 学校教育の充実	20
	政策 3-2 社会教育の振興	24
	政策 3-3 青少年の健全育成	26
	政策 3-4 文化芸術の創造・継承	28
	政策 3-5 スポーツの振興	30

基本目標 4	住みやすい生活環境の整ったまちづくり	32
政策 4-1	良好な市街地・住環境の形成	33
政策 4-2	交通環境の形成	37
政策 4-3	水道水の安定供給	39
政策 4-4	下水道の整備	41
基本目標 5	安全で安心して暮らせるまちづくり	43
政策 5-1	災害対策の強化	44
政策 5-2	防犯の強化	46
政策 5-3	交通安全の推進	48
基本目標 6	すこやかで元気あふれるまちづくり	50
政策 6-1	地域福祉の推進	51
政策 6-2	健康づくりの推進	53
政策 6-3	保健・医療の充実	55
政策 6-4	子育て支援の充実	57
政策 6-5	高齢者福祉の推進	60
政策 6-6	障がい者福祉の推進	62
政策 6-7	生活支援の充実	64
基本目標 7	互いに認めあい みんなでつくるまちづくり	66
政策 7-1	人権のまちづくりの推進	67
政策 7-2	男女共同参画社会の確立	69
政策 7-3	共働のまちづくりの推進	71
政策 7-4	開かれた市政の推進	73
政策 7-5	適正な行財政運営の推進	75

1 重点プロジェクト

後期基本計画期間である平成 29(2017)年度から平成 33(2022)年度の 5 年間に、特に力を入れる戦略的かつ横断的な取組を『重点プロジェクト』と位置づけます。また、政策別基本計画 (p. 6～p. 77) に掲げた「政策実現のための主な施策」の中で、重点プロジェクトの目的をより効果的に達成するための施策を「重点プロジェクト推進施策」とし、積極的に推進します。

地域活性化プロジェクト

地域産業の活性化や企業誘致に取り組み、地域経済がにぎわい、活気にあふれるまちづくりを推進します。

■重点プロジェクト推進施策

政策番号	施策	掲載ページ
1-1	3. 農業者・団体の育成・支援	p. 8
1-2	2. 企業誘致の推進	p. 11
1-3	1. 観光の活性化	p. 12
3-4	2. 歴史遺産の継承	p. 28
4-1	1. 良好な市街地の形成	p. 34

快適安心プロジェクト

自然環境と調和した、快適で災害に強く、住みやすいまちづくりを推進します。

■重点プロジェクト推進施策

政策番号	施策	掲載ページ
2-2	3. 地球温暖化防止の推進	p. 18
4-1	3. 住環境の保全	p. 34
4-1	5. 景観の形成	p. 35
5-1	1. 防災・国民保護体制の充実	p. 44
7-1	1. 人権のまちづくり環境の充実	p. 67

子どもすこやかプロジェクト

子育て支援や学校教育を充実するとともに、子どもがすこやかに育つまちづくりを推進します。

■重点プロジェクト推進施策

政策番号	施策	掲載ページ
3-1	2. 学習環境の充実	p. 21
3-1	7. 学校施設の充実	p. 22
6-4	1. 子育て環境の充実	p. 57

暮らし支えあいプロジェクト

人と地域がつながり、お互いに支えあえるまちづくりを推進します。

■重点プロジェクト推進施策

政策番号	施策	掲載ページ
6-3	3. 地域医療の推進	p. 56
6-5	2. 地域における生活支援の推進	p. 60
7-3	2. 地域コミュニティ活動の推進	p. 71

生涯活躍プロジェクト

健康で元気に暮らせる環境づくりに取り組み、生涯活躍できるまちづくりを推進します。

■重点プロジェクト推進施策

政策番号	施策	掲載ページ
6-2	1. 健康づくり環境の充実	p. 53
6-5	1. 介護予防と自立した日常生活の支援	p. 60

2 政策別基本計画

後期 5 年間に、基本目標達成のために取り組む施策を政策別に示します。

基本目標 1 活気とにぎわいあふれるまちづくり

政策 1-1 農林業の振興

■現状と課題

古賀市は、農業者の高齢化や後継者不足が進行する中、遊休農地※1 が増加し、農地の持つ生産機能や環境保全などの多面的機能が低下しています。

このような中、農地の保全や遊休農地対策、担い手の育成などに取り組むとともに、農産物の生産・消費拡大に向け取り組むことが必要となっています。

また、林業者の高齢化や後継者不足も深刻な問題となっており、経営の支援につながる林道の維持管理や経営計画の策定にも取り組むことが必要です。

■基本方針

- 遊休農地の発生を抑制し、優良農地の確保や農地の利用集積を図り、農地の有効活用と適正管理に努めるとともに、農業生産基盤の整備や担い手の育成・支援・確保を行います。
- 農業を起点とした 6 次産業化・農商工連携、農産物の高付加価値化※2、地産地消に取り組み、地元農産物の生産・消費拡大を推進します。
- 効率的な林業経営につながる林道の整備に努めるとともに、森林経営計画の策定を支援します。

■主な施策

1. 農地の有効活用

- (1) 農地を有効に活用するため、農地中間管理事業の活用、担い手農業者や営農組織への農地の集約を図ります。
- (2) 農業の効率的な経営と生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を推進します。
- (3) 観光・教育・福祉等と連携した取組による農地の有効活用策を研究します。

2. 農地の保全

- (1) 水源かん養や災害防止などの農地の持つ多面的・公益的な機能を今後も生かすため、まとまりのある優良農地の保全と水路・ため池などの計画的な整備・維持管

理を行います。

- (2) 古賀市農業委員会や農業関係団体などと連携して、遊休農地の発生を抑制し適正管理を図るとともに、優良農地の確保に取り組みます。
- (3) 農地維持のための基礎的な保全活動や環境保全型農業に取り組む農業者等の団体を支援します。

3. 農業者・団体の育成・支援

- (1) 担い手の育成を図るため、認定農業者や新規就農者などに対し、引き続き支援します。
- (2) 女性農業者を担い手として育成するため、女性農業グループなどに対して、引き続き支援します。
- (3) 効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、集落営農※3 の組織化や農業経営の法人化を支援します。
- (4) 農業経営の規模拡大、省力化や低コスト化を図るため、高性能農業用機械の導入や高収益型園芸・次世代施設園芸への転換を支援します。

4. 農産物の生産・消費拡大

- (1) 農産物の高付加価値化を図るほか、地域資源を活用した事業展開など、農業を起点として新たな価値を創出する 6 次産業化や農商工連携を推進します。
- (2) 安全・安心な農産物や郷土料理等の積極的な PR に取り組み、地元農産物の販売促進・消費拡大を推進します。
- (3) 地元農産物のコスモス館での販売や学校給食への導入など、「地産地消」を推進します。
- (4) 高齢者の健康増進や生きがづくり、障がい者の自立支援等に効果がある農業体験型農園や福祉農園の開設支援を通じ、生産者と消費者の交流推進や農業に対する理解促進に取り組みます。

5. 林産物の生産・消費拡大

- (1) 効率的な林業経営のため、林道・作業道の適切な整備・維持管理を行うとともに、森林所有者による森林経営計画の策定を支援します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
遊休農地面積割合	13.1%(H27 年度)	10% (H33 年度)
新規就農支援件数 (累計)	2 人 (H27 年度)	10 人 (H33 年度)

- ※1 農地法において定義されている「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」のこと。
- ※2 栽培方法の工夫や加工技術の開発などにより、収益性を高めた農産物。
- ※3 集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農。

政策 1-2 商工業の振興

■現状と課題

古賀市は大消費地福岡市の近郊にあり、交通の利便性も高く集客の可能性があります。今後、この特性を十分生かし、商業を振興することが求められています。

また、JR 古賀駅東側を含め中心拠点の活性化などにより、市内消費を高め、市外からの集客を図ることが求められています。

工業については、既存企業に加え、昭和 40 年代から計画的に 6 つの工業団地などの整備を促進し、企業誘致を進めたことなどにより、強い工業力が古賀市の特色になりました。

また、これらの企業は安定した税収と多くの雇用を生み出すとともに、さまざまな地域貢献活動に取り組んでおり、市の発展にも大きく寄与してきました。

今後とも、この強い工業力をさらに生かしたまちづくりが求められています。

■基本方針

- 活気とにぎわいあるまちづくりをめざして、古賀市の特色である「モノづくり力」を生かすとともに、商工業の活性化に取り組みます。
- 定住人口の増加や雇用創出、安定した税収確保のため、企業誘致に引き続き取り組みます。

■主な施策

1. 商工業の活性化

- (1) JR 古賀駅周辺の商業の活性化策について検討します。
- (2) 「まつり古賀※1」や「食の祭典※2」などを引き続き支援するとともに、「ふるさと応援寄附制度※3」の活用など市内事業所の販路拡大に取り組み、産業の活性化を図ります。
- (3) プレミアム商品券など、さまざまな取組を通して、市内消費を促進するとともに、コスモス館などの施設を活用し、市外からの集客を促進します。
- (4) 卓越した技術力や高いブランド力を持つ企業などを古賀市の誇りとして積極的に

PRするとともに、この「モノづくり力」を生かしたまちづくりを進めます。

(5) 融資制度などを通して、企業の経営安定に向けて支援します。

2. 企業誘致の推進

(1) 玄望園地区については、地区計画を基本として、実情に即した事業化の実現に向けて支援します。

(2) 新原高木地区を含む古賀インターチェンジ周辺については、商業系や流通系、その他の産業、現工業団地に隣接する今在家地区については、工業・流通系の企業誘致に向けて土地利用転換に取り組みます。

(3) JR 駅周辺や主要幹線道路沿いの一部に、商業・業務施設などの立地を促進します。

(4) 古賀市企業立地促進条例の活用を促進するなど、引き続き市内企業や進出企業を支援します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
製造品出荷額（年間）	2,090 億円（H27 年※4）	2,700 億円（H33 年）
企業本社機能移転件数（累計）	0 件（H27 年※5）	5 件（H33 年）

※1 毎年 11 月に、古賀市・古賀市商工会・粕屋農業協同組合・古賀市観光協会の共催で行われる古賀市で最も大きな秋まつり。古賀市が誇る農産品や食料品の販売やダンス・演奏などのステージイベントも行われる。

※2 毎年 5 月に開催される「食」をテーマにしたまつり。市内食品企業・店舗の食品などの販売が行われる。

※3 いわゆる「ふるさと納税」。自治体に寄附することで、税の控除が受けられる制度。古賀市も寄附のお礼として特産品を送付している。

※4 平成 26 年度工業統計調査の結果を記載

※5 集計期間がその年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までであるため。

政策 1-3 観光の振興

■現状と課題

古賀市には、玄界灘に面した白砂青松の美しい海岸線を誇る『うみ』や、里山や田園風景が広がる『さと』、緑豊かな犬鳴山系が連なる『やま』があります。『やま』の麓には薬王寺温泉や、ホテルが飛び交うきれいな清流があるなど、豊かな自然が古賀市の大きな魅力です。また、船原古墳をはじめとした貴重な遺跡群や史跡などもあり、誇れる歴史遺産も魅力の一つです。これらの豊かな自然や温泉、誇れる歴史遺産といった地域資源を生かした観光振興策が求められています。

■基本方針

- 自然、温泉、史跡、歴史、産業、伝統行事、食文化などの古賀市が有する資源を最大限活用した観光振興策を研究します。
- 近隣市町との広域的な連携を通して、観光の振興を図ります。

■主な施策

1. 観光の活性化

- (1) 公園なども含めて古賀市の観光拠点エリアとして、薬王寺温泉周辺の活性化に取り組めます。
- (2) 船原古墳をはじめとした誇りとなる史跡や歴史、伝統行事など有形無形の文化的資源や豊かな自然に光をあて、観光資源として生かします。
- (3) 他の産業（農林業・商工業）との連携を図り、交通利便性を生かした情報発信機能を備えた観光拠点の整備について検討します。
- (4) 「なの花祭り※1」などの地域主体の催しや、古賀市観光協会が行うイベントや取組を引き続き支援します。
- (5) 市内外への発信力強化のため、公式ホームページ・パンフレットの充実や他市町との広域連携などによる PR に取り組めます。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
観光地点入込客数（年間）	573,804 人（H27 年※2）	600,000 人（H33 年）

※1 毎年3月に、筵内なの花の道で開催されるまつり。地元農産物などの販売が行われる。

※2 集計期間がその年の1月1日から12月31日までであるため。

基本目標 2 自然を大切にし 環境にやさしいまちづくり

政策 2-1 環境の保全

■現状と課題

古賀市では、多くの市民が地域の美化活動に参加したり、さまざまな団体が環境保全に取り組むなど、市民や企業などにおける環境保全意識は高まっています。しかし、不法投棄や野外焼却、空き地の管理不良、水質汚濁、騒音など、身近な生活の中で環境問題が発生しています。環境問題の解決には、市民のモラルやマナーの向上が必要であり、今後も、環境教育・学習や、人材育成を通じて推進していくとともに、市民や地域、企業などの自主的な取組を支援・促進していくことが必要です。

また、木材価格の低迷などにより、伐採や手入れが行われないために起こる市内の森林の荒廃化は急速に進んでおり、災害防止機能・水源かん養機能などの多面的機能を発揮できる森林など自然の保全・整備も求められています。

■基本方針

- 市民、地域、企業、行政が連携を図りながら、自然の保全やより良好な環境の創出に取り組みます。

■主な施策

1. 自然の保全・整備

- (1) 今後とも市民共有の財産である森林、海岸部、河川、里山、ため池などの豊かな自然を次世代へ継承していくため、市民や地域、NPO・ボランティアなどと連携し、生物多様性に配慮しながら、適切に保全・整備します。
- (2) 森林が持つ水源かん養などの多面的機能を保全するため、多様な主体との連携を図りつつ、地域住民等自らの手による継続的な保全管理を支援するとともに、間伐材の利用促進などに取り組みます。
- (3) 森林をレクリエーションなどの観光や健康増進、環境教育等の場として総合的に利用する取組を推進します。

2. 身近な環境の保全・美化

- (1) 市民、地域、企業、行政が一体となり、不法投棄させない環境づくりを進めるとともに、モラルやマナー向上の啓発・指導を強化します。
- (2) ペットの適正飼養や水質汚濁などに関するさまざまな生活環境における問題の解

決に向け、迅速かつ適切な対応を行うとともに、市民や地域、企業などが取り組む自発的な環境保全・美化活動を支援・推進します。

- (3) 市民、地域、企業、行政が相互に連携し、環境保全に取り組みます。また、第2次古賀市環境基本計画の環境施策を共働で連携して行う古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）に対して、継続的な支援を行います。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
河川の BOD※1 の平均（年間）	1.2(mg/l) (H27 年度)	1.1(mg/l)以下（毎年度）

※1 水の汚染を表す指標の一つ。好気性微生物が一定時間中に水中の有機物（汚物）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量。

政策 2-2 循環型社会の形成

■現状と課題

環境への負荷低減を図るため、3R※1（ごみの発生抑制、再使用、再利用）の取組や個別リサイクル法などの整備により循環型社会の形成は進んでいますが、今後はよりいっそう 3R の推進に取り組むとともに、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとしてさらなる有効利用を図る必要があります。

また、地球規模での温暖化問題が深刻化する中、新エネルギーの導入に対する必要性はさらに高まっています。

古賀市ではこれまで、地球温暖化防止を推進するため、市民に対して省エネルギー関連講座を開催したり、住宅用太陽光発電システムの設置補助などを行いました。

また、ごみ処理基本計画や古賀市循環型社会研究会の答申を踏まえ、家庭系ごみの減量、事業系ごみの実態把握や適正処理・再資源化の啓発などに努めてきました。その結果、市民意識アンケートによると、3R に自主的に取り組む市民の割合が高くなるなど、市民の環境負荷に対する低減意識が向上しています。

今後も、持続可能な「循環型社会の形成」をめざし、ごみの減量と資源化対策、また地球温暖化防止対策などを継続して推進することが必要です。

■基本方針

- 循環型社会の形成に向け、ごみの減量や地球温暖化防止に市民、地域、企業、行政が一体となって取り組みます。

■主な施策

1. 環境負荷低減意識の向上

- (1) ごみ減量の基本となる正しい知識や分別方法、市民が自主的に取り組むことができる環境負荷の低減方法などについて、啓発や情報提供を行います。

2. ごみの減量

- (1) 市民・地域・企業に対し、3R の徹底を呼びかけるとともに、適正な排出・処理の啓発を行います。
- (2) リサイクル活動を促進するため、古紙類などの集団回収に対する奨励金制度を継続します。

- (3) 食べ残しや食材のムダを無くす食品ロス対策の取組を啓発します。
- (4) 先進事例を参考にしながら、今後の古賀市に適した廃棄物処理のあり方を総合的に調査研究します。

3. 地球温暖化防止の推進

- (1) 地球温暖化対策に取り組むことを目的に策定した「古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、行政自らが率先して公共施設のエネルギーの効率的利用を行うことで、市民や企業の自主的・積極的な行動を促進します。
- (2) 省エネルギーの推進とともに、古賀市の特性に合った新エネルギーの導入について調査研究します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
1人1日当たりの家庭系ごみ処理量(年間)※2	410g (H26年度)	405g (H33年度)

※1 ごみの減量のために行う3つの取組の頭文字をとった言葉。

- ・Reduce（リデュース）・・・発生抑制
- ・Reuse（リユース）・・・再使用
- ・Recycle（リサイクル）・・・再生利用

※2 家庭系ごみ（排出量－資源化量）÷365日÷人口

基本目標 3 心豊かに学び続ける人が育つまちづくり

政策 3-1 学校教育の充実

■現状と課題

古賀市では、平成 27(2015)年 4 月から市長と教育委員会による総合教育会議※1 を開催しています。

総合教育会議での協議を経て市長が策定した「古賀市教育大綱」に基づき、「教育立市こが」のいっそうの振興に向け、今後の教育の目標や重点的に取り組む施策を掲げています。

また、児童生徒の学力向上や学校不適應への対応など、きめ細かな学習指導・生徒指導を行うため、講師の配置や教員の指導力向上に取り組むとともに、特別支援教育※2 も含めた相談・支援体制の構築を図ってきました。

近年では、児童生徒を取り巻く環境は急速に変化しており、児童生徒にはこれからの社会を支える意思と実践力が求められ、知識を活用できる「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」といった『生きる力』の育成がますます必要となっています。

そのような中、確かな学力と豊かな社会性を身につけた児童生徒を育成するため、新学習指導要領に則って、生涯にわたって学び続ける力や主体的に考える力をもった人材を育む視点で、学習意欲の喚起と授業づくり、特色ある教育活動を支援することが今後の課題です。

各小・中学校の耐震補強事業については平成 23(2011)年度で完了しており、今後は老朽化した学校施設の改修などを継続して行うことが必要です。

■基本方針

- 古賀市の教育の基本理念である「こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり」の実現のため、「古賀市教育大綱」に基づき、教育委員会とともに「教育立市こが」をよりいっそう推進します。
- 時代の変化に対応し、未来をたくましく生きる児童生徒を育成する学校教育の充実に図ります。
- 確かな学力とこころ豊かな社会性を育むため、家庭や地域、企業など関係機関と連携・協力しながら特色ある学校づくりや、安心していきいき学べる環境の充実に努めます。

■主な施策

1. 学力・体力の向上

- (1) 学力・体力調査などの分析結果に基づく指導体制・指導方法の改善を推進します。
- (2) 『生きる力』を育むため、基礎・基本の学力の定着を図り、これを活用できる表現力の育成に努めます。
- (3) 学校教育や地域との連携を通じて体力の向上を図る方策を工夫し、実施します。

2. 学習環境の充実

- (1) 児童生徒一人ひとりに応じた学習指導を行うため、小・中学校全学年において基本的に少人数学級を実施するなど、引き続き人的な配置を行います。
- (2) 教育相談体制を充実するため、心の教室相談員※3 やスクールカウンセラー※4、スクールソーシャルワーカー※5などを引き続き活用します。
- (3) 不登校の児童生徒の自立を促すため、適応指導教室※6を引き続き設置します。
- (4) 学校や地域の実情に即し、地域住民がボランティアとして学習支援や本の読み聞かせ、登下校パトロールなど、学校の教育活動をサポートする体制を拡充します。
- (5) 経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、高等学校などへの進学と自立を引き続き支援します。

3. 体験学習の充実

- (1) 地域や企業などの協力を得て、中学生の勤労観・職業観を高めるキャリア教育を充実します。
- (2) 地域や企業などの協力を得て、職業人講話やマナー講座などの体験学習を充実します。
- (3) 地域の自然や産業、人材を生かした体験活動を充実するとともに、社会奉仕活動などを取り入れた長期宿泊体験活動を推進します。

4. 特色のある学校づくりの推進

- (1) 学校やふるさと古賀への愛着と誇りを育てるため、学校ごとの「学校自慢」づくりを推進します。
- (2) 多世代交流を促進するため、学校を地域の拠点と位置付け、地域に開かれた学校づくりを推進します。
- (3) 学校と地域のつながりを生かし、さらに緊密に連携した PTCA※7 への展開を推進します。

5. 食育の推進

- (1) 地場産物の積極的な活用など、地域の産物や食文化・食の大切さについての理解を深めるための取組を関係機関と連携し、推進します。

6. 特別支援教育の推進

- (1) 発達障がいを含む障がいのある児童生徒をサポートするため、引き続き人的な配置を行います。
- (2) 個々の教育的ニーズに応じた、より適切な特別支援教育を推進します。

7. 学校施設の充実

- (1) 児童生徒および地域住民が安心して学校施設を活用できるよう、「学校施設長寿命化計画」を策定し、施設・設備の更新を計画的に進めます。
- (2) 児童生徒の安全で衛生的な学習環境を整備するため、空調設備導入に向けた調査研究を進めます。
- (3) 新学習指導要領への対応や学校事務負担の軽減をめざし、学校 ICT 環境構築の調査研究を行い、効果的・効率的な整備に努めます。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間以上の児童生徒の割合	小学校 55.4% 中学校 65.5% (H27 年度)	小学校 62.7% 中学校 69.0% (H33 年度)
少人数学級となった学年の割合	小学校 100% 中学校 55.6% (H27 年度)	小学校 100% 中学校 100% (H33 年度)
親子料理教室参加者数 (累計)	56 人 (H27 年度)	200 人 (H33 年度)

- ※1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4」に基づき、市長及び教育委員会により構成し市長が招集する会議。
- ※2 発達障がいなど特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活上の困難を改善または克服するため、適切な指導・支援を行う教育。
- ※3 児童生徒が悩みを気軽に話すことで、ストレスを和らげる話し相手となる者。児童生徒のほか、要望に応じ保護者や教師を対象としたカウンセリングを行う。
- ※4 臨床心理に関する心の専門家として、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。
- ※5 福祉の専門家として、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて助言・援助を行う者。

- ※6 不登校などの児童生徒に対し、教育相談をはじめ、体験活動や自主学習を通じて人間的成長と社会的自立を促す援助を行い、学校復帰をめざす施設。
- ※7 Parent（保護者） Teacher（教職員） Community（地域） Association（会）の頭文字をとったもの。学校・家庭・地域の三者が子どもの教育について、緊密に連携した組織のこと。

政策 3-2 社会教育の振興

■現状と課題

古賀市は、市民の社会教育活動を支援するとともに、市民の自主的学習意欲への対応や、個人や団体が交流を図れる環境整備として、リーパスプラザこが交流館の建設など社会教育における拠点の整備に取り組んできました。

図書館では、利用者への貸出サービスやレファレンス※1 サービスの充実を図ってきましたが、さらに市民のニーズや地域の課題に対応した新たなサービス等が求められています。

また、家族のあり方やグローバル化などの社会情勢の変化により、家庭や地域の教育力の向上や多文化が共生するまちづくりの推進が求められています。

■基本方針

- 生涯学習推進の拠点であるリーパスプラザこがを中核として、市民の社会教育活動を支援します。
- 家庭や地域における教育力の向上をめざして、学習機会を提供するとともに、団体や個々の連携を促進し、相互に学びあう環境づくりに努めます。

■主な施策

1. 社会教育環境の充実

- (1) 生涯学習推進の拠点であるリーパスプラザこがを効率的に管理します。
また、運営について引き続き民間活力の導入を検討します。
- (2) 地域などで行う自主的な学習活動を引き続き支援します。

2. 図書館活動の推進

- (1) 市民のニーズや地域課題に対応した図書館の整備、サービスの充実に努めていきます。
- (2) 行政資料や郷土資料の収集とデータ作成を行うなど、ふるさと古賀の資料を、よりわかりやすく提供します。

3. 家庭や地域の教育力向上

- (1) 保護者に対する講演会や家庭教育の講座を引き続き開催するなど、家庭の教育力

向上を図ります。

(2) 地域の教育力を高めるための学習の機会を提供します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
リーパスプラザこが交流館の貸室利用者数（年間）	0 人（H27 年度）	137,000 人（H33 年度）
家庭教育支援事業の参加者数（年間）	1,146 人（H27 年度）	1,260 人（H33 年度）

※1 情報を求めている利用者の質問に対して、回答となる情報そのものや回答の含まれる情報源を提示・提供する業務。

政策 3-3 青少年の健全育成

■現状と課題

古賀市は、青少年総合センターを拠点として、関係する団体・機関と連携しながら、体験活動の実施や、青少年に関する「悩み相談」、「あいさつ運動」などの非行予防活動の取組を通して、青少年の健全育成を図ってきました。しかし、非行問題が減少する一方で、近年の家族のあり方やスマートフォンの普及、家庭の経済的事情を原因とした問題など、青少年を取り巻く社会環境の変化を受け、不登校や引きこもり等の問題が増加するなど、相談内容が大きく変化しています。

今後も、青少年の健全育成のため、家庭や地域、学校など社会全体が一体となり、青少年の悩み相談や児童館を活用した学習支援の場などの居場所づくりの取組を推進することが必要です。

■基本方針

- 青少年の『生きる力』を育むとともに、青少年問題に対応するため、家庭や地域、学校など社会全体で共働して青少年の健全育成に取り組みます。

■主な施策

1. 青少年を育む環境の充実

- (1) 青少年健全育成に関わる団体の交流や、ボランティアの紹介などを通して、地域での青少年の健全育成活動が活発になるよう支援します。
- (2) 青少年の健全育成に関する講演会の開催や、あいさつ運動を通して青少年を育む環境の充実を図ります。
- (3) アンビシャス広場※1 や児童センターなど子どもの居場所づくりを充実します。また、児童センターにおいて学習支援アシスタントによる学習支援を実施します。
- (4) 青少年や保護者が抱える、しつけ、不登校、問題行動などの悩みに対し、相談業務を通じた支援を実施します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
寺子屋、通学合宿開設数 (累計)	6箇所 (H27年度)	8箇所 (H33年度)

- ※1 地域の有志などが小学校区単位で委員会を設置し、学校の余裕教室や公民館などを利用して放課後や週末の子どもの居場所づくりを行う事業。

政策 3-4 文化芸術の創造・継承

■現状と課題

古賀市は、これまで文化芸術のさらなる振興をめざし、NPO 法人古賀市文化協会などの文化芸術団体や市民とともに音楽・美術など、幅広い文化芸術活動に取り組んできました。今後も、古賀市の個性と魅力をより輝かせるため、市民・団体・行政が文化芸術の担い手として進むべき方向性を共有し、歴史・文化芸術をさらに振興していくことが必要です。

また、古賀市には県や市の指定文化財※1 をはじめ貴重な文化財※2 が多数あり、さらに船原古墳が平成 28(2016)年に国史跡として指定を受けたことから、それらを保存し市民の誇りとして未来に引き継ぐことも求められています。

■基本方針

- 地域の人材や資源を活用しながら文化芸術活動を振興します。
- 文化財と地域固有の歴史・伝統を将来にわたって保存し、次世代に継承します。

■主な施策

1. 文化芸術環境の充実

- (1) 古賀市文化芸術振興計画※3 及びアクションプランに基づき、文化芸術の振興を推進します。
- (2) すべての市民が文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境を整備します。
- (3) 文化芸術活動への高い関心と豊かな創造性を持つ人材を育成します。

2. 歴史遺産の継承

- (1) 市民の財産として文化財を適切に保存するため、調査・研究を実施し、新たに市の文化財指定を行います。
- (2) 文化財が市民に適切に公開・活用されるよう保管環境を整備し、活用方法を検討します。
- (3) ふるさと古賀の歴史・文化に親しむ機会を増やすため、文化財の公開活用を進めるとともに、各種普及事業の充実を図ります。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
文化芸術の振興に係る人材育成事業受講者数（累計）	81 人（H27 年度）	300 人（H33 年度）
国・県・市指定文化財数（累計）	16 件（H27 年度）	20 件（H33 年度）

- ※1 文化財保護法・文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財。
- ※2 文化活動の結果として生み出されるもので、文化的価値を有するもの。文化財保護法の対象としては、有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 種類がある。
- ※3 文化芸術の振興を図るための指針となる計画。

政策 3-5 スポーツの振興

■現状と課題

古賀市は、これまで NPO 法人古賀市体育協会や古賀市スポーツ推進委員などと連携しながら競技力の向上や生涯スポーツの推進に取り組んできました。

しかしながら、成人のスポーツ実施率や子どもの体力向上については改善の兆しがみえるもののまだ十分ではありません。

引き続き市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進していく必要があります。

■基本方針

- 体を動かすきっかけとなるスポーツへの参加の機会をつくり、自立した生涯スポーツ社会の実現をめざします。

■主な施策

1. スポーツ環境の充実

- (1) 子どもの体力向上のため、スポーツ指導者の充実を図るとともに、体育協会等のスポーツ関連団体や学校、地域と連携します。
- (2) 成人のスポーツ実施率向上のため、体育協会等のスポーツ関連団体等と連携しながら、市民がさまざまなスポーツにふれることができる機会を提供します。
- (3) 市民が安全にスポーツに取り組める環境を維持するため、既存の社会体育施設を計画的に維持管理し、併せて市民のニーズの変化を考慮しながら社会体育施設の適切な総量について研究します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
市内で開催されるスポーツ行事への参加者数（年間）	15,426 人（H27 年度）	16,500 人（H33 年度）

基本目標 4 住みやすい生活環境の整ったまちづくり

政策 4-1 良好な市街地・住環境の形成

■現状と課題

古賀市では、花鶴丘地区・舞の里地区・美明地区などの土地区画整理事業による大規模な宅地開発が行われ良好な住環境が整備されてきました。今後も、良好な住環境づくりを推進していくため、新たな開発など、適切な土地利用への誘導を図っていくことが求められています。

また、人口減少・少子高齢化などにより、コミュニティ活力の低下が懸念される市街化調整区域の既存集落については、コミュニティ活力の維持や回復のための取組が求められています。都市計画区域外の地域では、住宅地・工場などの用途の混在による住環境の悪化を防ぐため、特定用途制限地域※1を指定しました。

今後も、この指定に基づき適切な土地利用の規制・誘導を図っていきます。

公園については、憩いの空間として市民の期待が高く、今後も整備や適切な維持管理を図っていく必要があります。さらに、美しい景観に対する市民の意識も高まりつつあることから、豊かで質の高い市民生活実現のため、景観にも配慮したまちづくりを推進していくことが求められています。

■基本方針

- 土地区画整理事業などにより、都市基盤が整備された魅力ある市街地を形成するとともに、「古賀市土地対策指導要綱※2」の適正な運用により、良好な市街地環境への誘導を行います。
- 地区計画制度※3の活用や開発許可制度※4の柔軟な運用により、市街化調整区域におけるコミュニティ活力の維持や回復に努めます。
- 市民の憩いの空間である公園の拡充や計画的な公園施設の整備により、良好な住環境の形成をめざします。
- 豊かで質の高い市民生活を実現するため、地域に愛着を持ち未来に誇れる景観に配慮したまちづくりを推進します。

■主な施策

1. 良好な市街地の形成

- (1) 中長期的には、概ね国道3号から主要地方道筑紫野古賀線の間において広域的な交通利便性を生かし、商業・工業・居住機能の立地など、有効な土地利用を検討します。
- (2) 都市基盤が整備された良好な住宅地や商業地などの供給を図るため、高田地区の土地区画整理事業を支援します。
- (3) 高田地区の既存集落を含む区域と既存の市街化区域から国道3号までの市街化調整区域について、市街化区域への編入に向け取り組みます。
- (4) 土地利用が大きく変化し、用途地域の変更が必要になった地域については、地権者や利害関係者との話し合いを進め、適切な土地利用が図られるよう努めます。
- (5) JR 古賀駅周辺については古賀市の玄関口、中心拠点として魅力あるまちづくりに向けた土地利用について引続き検討します。
- (6) 社会・経済情勢の変化に応じて「古賀市都市計画マスタープラン」の見直しを行います。

2. コミュニティ活力の維持・回復

- (1) 昭和40年代に開発された住宅団地では、高齢化によるコミュニティ活力の低下や住宅の建て替えの進行が予想されることから、多様な世代が暮らせるような方策を検討します。
- (2) 人口減少・少子高齢化などにより、コミュニティ活力の低下が懸念される市街化調整区域については、コミュニティ活力の維持や回復のため、地域の実情を踏まえて、地区計画の活用による一定の優良な住宅などの受け入れを検討します。
- (3) 「福岡県開発許可条例※5」に基づく集落活性化タイプ※6の要件に該当する既存集落では、コミュニティの活性化に資する新たな住宅などの受け入れが可能となるよう、一定の条件が整った地域から順次、区域指定に向けた具体的取組を行います。

3. 住環境の保全

- (1) 秩序ある開発が行われるよう、関係法令との整合を図りながら「古賀市土地対策指導要綱」の適正な運用を引き続き行います。
- (2) 建築協定※7や地区計画など、地域の実情に応じたきめ細かなルールづくりを推進します。
- (3) 都市計画区域外の地域については、特定用途制限地域の指定後の状況を検証し、適切な土地利用が図られるよう取り組みます。
- (4) 空き家の実態に即し、古賀市空家等対策協議会の意見を取り入れながら適正管理や利活用促進に努めます。

4. 公園の整備

- (1) 健康づくりや子どもの遊び場など市民の憩いの空間形成のため、地域のニーズにあった公園整備を図ります。
- (2) 市民が公園を安心して利用できるよう施設の安全点検・整備など適切な維持管理に努めます。
- (3) 地域の公園は、地域住民と行政の共働による美化を推進します。

5. 景観の形成

- (1) ボランティアとともに路上などの違反広告物を撤去し、良好な都市景観の維持に努めます。
- (2) 景観法に基づく「景観計画」※8 を策定するとともに、景観条例及び屋外広告物条例を制定し、市民・企業・行政が共働して、良好な景観形成を推進します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
都市計画制度による区域指定等箇所数 (累計)	1 箇所 (H27 年度)	2 箇所 (H33 年度)
空き家等の活用を実施した件数 (累計)	0 件 (H27 年度)	30 件 (H33 年度)

- ※1 用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域。
- ※2 古賀市土地対策指導要綱：1,000 m²以上の土地利用や3区画以上の宅地開発などについて、事前に指導するための要綱。
- ※3 地区の課題や特徴を踏まえ、地区の将来像を見据えながら市民と市が連携し都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。
- ※4 都市計画区域内での開発行為や建築行為などについて一定の基準を設けて許可が必要なものとし、健全で秩序ある都市の形成を図る制度。
- ※5 「福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の略称。
- ※6 65歳以上の人口割合が27%以上または14歳以下の人口割合が13%以下で、かつ国勢調査で人口減少が見られるなどの要件に該当する市街化調整区域の行政区において、集落活性化を目的とし、上記の条例に基づき県知事が区域指定を行うことにより、一定の建築や開発を許容するもの。
- ※7 建物の用途や高さ、道路からの後退距離、屋根の形や色などのルールを、地権者など

が合意して取り決める建築に関する協定。

- ※8 景観法に基づく「景観計画」：景観法に基づき、良好な景観の形成を図る区域を定め、その区域における景観形成の方針、届出行為、景観形成基準などを定める計画。

政策 4-2 交通環境の形成

■現状と課題

古賀市は、福岡市と北九州市を結ぶ「南北」方向に JR 鹿児島本線や国道 3 号、国道 495 号、主要地方道筑紫野・古賀線がほぼ並走しており、また、九州自動車道のインターチェンジを有するなど交通の要衝となっており、これら「南北」方向の主要道路と交差する「東西」方向の幹線道路の整備や、駅周辺などの交通結節機能の強化にこれまで取り組んできました。今後も、「東西」方向の幹線道路の計画的整備に取り組む必要があります。鉄道・バスなどの公共交通については、生活を営む上で必要な移動手段として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、近年はモータリゼーションの進展などの影響から全国的に利用者は減少傾向にあり、古賀市では、赤字補填による路線バスの維持に取り組んできました。

今後、高齢化の進行などによる交通弱者の増加が見込まれる中、効果的な市民の移動手段の確保が求められています。

■基本方針

- 「南北」方向の道路・交通網を生かし、一体的な発展に寄与できるよう「東西」幹線道路を引き続き整備します。
- 誰もが安全で安心して利用できるよう、道路や橋の補修・補強を行うとともに、道幅の狭い生活道路を計画的に改善します。
- 市民生活に欠かせない移動手段を確保するとともに、地域の実情に即した持続可能な公共交通体系づくりに取り組みます。

■主な施策

1. 道路網の整備

- (1) 生活道路に流入する通過交通を抑制し、歩行者の安全を確保するため、西鉄宮地岳線跡地について計画的に整備します。
- (2) 地域の活性化や広域交通利便性の確保のため、古賀サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置に向け取り組みます。

- (3) 「南北」幹線道路と交差する「東西」幹線道路を引き続き整備します。
- (4) 慢性的な渋滞の緩和と広域交通に対応するため、国・県道の拡幅や車線増加などの早期整備に向けて、引き続き関係機関と連携し取り組みます。
- (5) 道幅が狭い生活道路を改善するため、建物の新築や改築時のセットバック※1 などにあわせた道路拡幅の促進に取り組みます。

2. 移動手段の確保

- (1) 現バス路線の維持に努め、市民生活の移動手段を確保するとともに利便性向上のための改善や利用促進に取り組みます。
- (2) 交通弱者を対象とし地域で取り組む移動サポートなどを支援するとともにバス路線を補完するシステムについて研究します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
「東西」幹線道路の整備率 (延長)	52.2% (H27年度)	59% (H33年度)
バス利用者数 (年間)	258,070 人 (H27年度)	280,000 人 (H33年度)

※1 土地に接する道路の幅員が 4mに満たない場合に、道路の中心から 2m後退して建物を建築すること。

政策 4-3 水道水の安定供給

■現状と課題

古賀市の水道事業は、昭和 40 年代から 50 年代にかけての急激な給水人口の増加により布設した配水管が更新時期を迎えており、これまでの事業拡充の時代から維持・更新の時代へと転換しています。給水人口は平成 24(2012)年をピークに減少傾向にあり、平成 27(2015)年度末では総人口の 75.2%にあたる 43,838 人に給水しています。

今後は老朽化が進む配水管について、計画的に更新を進めていく必要があります。また、北九州市水道用水供給事業※1 による受水開始など受水量の増加が見込まれる一方で、浄水量の減少による施設規模の適正化が課題となっています。

■基本方針

- 安全で良質な水道水を、老朽施設の計画的な更新により、安定供給を図るとともに、適正な料金設定のもと、健全かつ継続的な事業運営を行います。

■主な施策

1. 安全で安心な水道水の供給

- (1) 市民がいつでも水をおいしく飲めるよう、水道水の品質を保持します。
- (2) 河川水等の自己水源や、他事業者からの受水など良好な水源を確保し、市民の需要に応じた水道水の供給を行います。

2. 水道サービスの持続

- (1) 水道水の供給基盤の安定確保のため、老朽化した施設の更新に向けた計画的な設備投資を行います。
- (2) 適正な料金収入と、経営にかかる費用との適切なバランスを維持し、健全かつ安定的な事業運営を行います。

3. 強靱な水道施設の確保

- (1) 老朽管をはじめとした水道施設の計画的な更新を進めることにより、水道の災害対応力を強化します。
- (2) 自然災害等の場面にあっても必要最低限の水の供給が可能となるよう、複数の水源を確保します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
管路更新率※2	3.12% (H27 年度)	23% (H33 年度)

※1 古賀市を含めた3市1町において、不安定な自己水源や老朽化した浄水場の代替手段として、北部福岡緊急連絡管の維持用水を活用し、水道水を供給するための水道用水供給事業。

※2 $\text{布設替延長} \div \text{平成 52 (2040) 年までに更新予定の管延長} \times 100$

政策 4-4 下水道の整備

■現状と課題

古賀市の下水道は、公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置補助によりその整備を行い、汚水処理水洗化率※1の向上に取り組んできました。平成22(2010)年度には集合処理未整備地区である米多比・薦野地区において農業集落排水事業に着手しその整備を進めているところであり、その他の集合処理未整備地区についても効率性を踏まえた計画的な整備に取り組み、市全域の水洗化に向け、生活環境を改善することが求められています。

また、施設の機能を維持し安定的な処理を行うため老朽下水道管や機器等の改築・更新を計画的に進める必要があります。

■基本方針

- 市民の生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、下水道施設の計画的な整備に取り組み、市全域の水洗化を図ります。
- 既存下水道施設の機能維持による安定的な処理を行うため、老朽施設等について計画的な改築・更新に取り組み、公共用水域の水質維持を図ります。

■主な施策

1. 下水道施設の整備

- (1) 地形や住居の立地状況や経済性を勘案しながら、公共下水道事業・農業集落排水事業の整備を計画的に推進します。
- (2) 汚水処理水洗化率向上のため、合併処理浄化槽設置補助に引き続き取り組みます。
- (3) 老朽下水道管や機器等の改築・更新を計画的に行います。

2. 下水道事業の経営基盤強化

- (1) 公営企業会計を適用し、経営の健全化や計画性・透明性の向上を図ることにより、下水道事業の経営基盤強化に努めます。
- (2) 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を進め、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ります。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
汚水処理水洗化率	93.6% (H27 年度)	96.3% (H33 年度)

※1 公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽により汚水処理・水洗化されている人口と総人口の比率。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまちづくり

政策 5-1 災害対策の強化

■現状と課題

平成 23（2011）年 3 月に発生した「東日本大震災」、平成 24(2012)年 7 月の「九州北部豪雨」や平成 28（2016）年 4 月に発生した「熊本地震」などを契機に、市民の防災意識は高まっています。また、古賀市では毎年 10 件程度の火災が発生しています。そのため、自主防災組織の組織力や消防団の活性化などの地域防災力の強化が求められています。地域防災計画については、この「熊本地震」を受け、国や県と連携を取りながら、計画の見直しを行うことが必要となっています。また、保安林※1の保全・育成や河川の浚渫※2などの自然災害対策の強化が求められます。

■基本方針

- 市民の生命・財産を守るため、国、県、消防、警察、地域、学校、企業などと連携して、災害対策や国民保護に取り組みます。

■主な施策

1. 防災・国民保護体制の充実

- (1) 「熊本地震」などの災害を踏まえ、国・県・企業などの関係機関と連携しながら、「古賀市地域防災計画※3」を適宜見直し、防災体制の充実を図ります。
- (2) 全戸配布した「総合防災マップ※4」を活用することにより、市民に災害避難や防災に関する啓発を行い、災害時の円滑かつ安全な避難体制の向上をめざします。
- (3) 地震による建築物倒壊などの被害から市民を守るため「古賀市耐震改修促進計画※5」に基づき、民間建築物の耐震化に向けて普及・啓発を行います。
- (4) 緊急避難場所・避難所の協定を締結するほか、備蓄倉庫の備蓄品を充実させるなど災害時の避難対策の向上に努めます。
- (5) 防災行政無線の機能拡充や携帯端末機の利用など、情報伝達の多様化を図るとともに、地域への情報連絡体制を確立し、災害時の情報伝達力を強化します。
- (6) 地域の防災力向上を図るため、市内全域に設立された自主防災組織と連携を図りながら、地域の実情に即した防災訓練や出前講座、ワークショップなどを実施します。
- (7) 「災害時要援護者避難支援プラン※6」に基づき、災害時要援護者への避難支援体

制づくりを推進します。

- (8) さまざまな災害を想定した防災訓練を実施・支援するとともに、学校などの教育機関における防災マニュアルを充実させ、防災教育や避難訓練に取り組みます。
- (9) 古賀市消防団を地域防災の要としてさらに活性化させるため、団員の処遇改善や団員確保を図るほか装備を充実します。
- (10) 武力攻撃事態などが発生した場合を想定し、「古賀市国民保護計画※7」に基づき、市民や他機関と連携し、的確で迅速な避難など適切な国民保護措置がとれるよう備えます。

2. 自然災害対策の強化

- (1) 河川の氾濫や土砂災害などの危険箇所について、県と連携し災害防止などに取り組みます。
- (2) 防風保安林保護のため、松くい虫防除などによる保全・育成を引き続き行います。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
備蓄食の備蓄量（累計）	11,145 食（H27 年度）	13,500 食（H33 年度）

- ※1 農林水産大臣または都道府県知事が指定する水源かん養や飛砂防備、風害防備などの公益目的のため伐採や開発に制限を加える森林。
- ※2 水底の土砂や岩石をさらうこと。
- ※3 災害対策基本法に基づき、市民の生命・身体・財産を守るための市における災害予防・災害応急対策・災害復旧などを定めた計画。「風水害等対策編」、「地震・津波対策編」と「事故対策編」で構成される。
- ※4 避難所一覧で「指定緊急避難場所」「指定避難所」「福祉避難所」にわけ、災害別で避難所が使用可能かどうかを一覧にまとめている。また、災害ごとに「発生の仕組み」や「避難時のポイント」などを掲載。
- ※5 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、福岡県や関係団体と連携し、既存建築物の耐震診断や耐震改修を促進することを目的として策定する計画。
- ※6 災害時に家族などの支援が受けられず自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの災害時要援護者（現在は「避難行動要支援者」と称している。）の範囲、情報の共有など災害時要援護者対策の取扱い方針について定めた計画
- ※7 「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」に基づき、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実行するための計画。

政策 5-2 防犯の強化

■現状と課題

古賀市の犯罪発生件数は、平成 14（2002）年の 1,612 件をピークに減少傾向にあります。しかしながら、多様化する犯罪や、県内には指定暴力団がいまだに存在しています。そのため、安全で安心して暮らせる市民生活を確保するため、防犯体制の充実や暴力団対策の強化が求められています。

■基本方針

- 犯罪のないまちをめざし、国、県、警察、地域、学校、企業などと連携して、防犯体制の充実や暴力団対策の強化に取り組みます。

■主な施策

1. 防犯体制の充実

- (1) 地域の安全・安心を担う古賀市安全安心まちづくり推進協議会の活性化を図るとともに、犯罪抑止のため、警察との連携による防犯カメラなどの設置や防犯パトロールなど地域の自主防犯団体の活動支援など、防犯体制の充実に取り組みます。
- (2) 不審者情報の携帯端末機への伝達や市ホームページへの掲載など、犯罪情報の提供体制を強化します。
- (3) 暴力団の排除を推進するため、「古賀市暴力団排除条例※1」に基づき、市民などへ広報・啓発活動を実施するとともに、警察と連携し、情報提供や必要な支援を行い、暴力団対策に取り組みます。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
市内犯罪発生率※2	0.66% (H27年)	0.59% (H33年)

※1 暴力団排除を推進し、市民生活の安全と社会経済活動の健全な発展を図るための条例。平成 22(2010)年度に施行。

※2 犯罪発生率=犯罪発生件数 (その年の1月1日から12月31日までの合計) ÷人口×100

政策 5-3 交通安全の推進

■現状と課題

古賀市の交通事故件数は、平成 13(2001)年の 571 件をピークに減少傾向にありますが、高齢者や飲酒運転による交通事故の占める割合は増えつつあります。そこで、交通事故・飲酒運転のないまちづくりを推進するため、特に、子どもや高齢者の交通安全に対する意識を向上させる必要があります。また、誰もが安心して利用できる歩道のバリアフリー化なども求められています。

■基本方針

- 交通事故・飲酒運転のないまちをめざし、関係団体と連携して、交通安全の推進に必要な施策に取り組みます。
- 誰もが安心して道路を利用できるよう、交通安全施設の充実や歩道のバリアフリー化を推進します。

■主な施策

1. 交通安全意識の向上

- (1) 交通事故のないまちづくりを進めるため、粕屋警察署や古賀市交通安全協会などの関係団体と連携し、登下校時安全指導や各小学校での交通安全教室及び高齢者自動車安全運転スクールを開催するなど、子どもや高齢者を対象とした啓発を重点的に行います。また、自転車利用のマナーアップや交通ルール遵守の啓発にも取り組みます。
- (2) 粕屋警察署などと連携しながら、飲酒運転撲滅に向けた啓発などに取り組みます。

2. 交通安全施設の充実

- (1) 安全な道路にするため、交通安全施設の充実と歩道のバリアフリー化を進めます。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
市内交通事故発生率※1	0.69% (H27年)	0.62% (H33年)

※1 交通事故発生率＝交通事故発生件数（その年の1月1日から12月31日までの合計）
÷人口×100

基本目標6 すこやかで元気あふれるまちづくり

政策 6-1 地域福祉の推進

■現状と課題

古賀市では、少子高齢化や核家族化の進行など、今後もその傾向は続くことが予想されています。また、家族の結びつきや地域住民同士のつながりも希薄化してきており、公的な福祉サービスだけでは複雑・多様化する市民ニーズに対応することが困難になってきています。このような中、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、自分らしく、自立した生活を送るため市民の自助の力を高めつつ、地域のなかで助けあい、支えあう福祉の推進が求められています。

■基本方針

- 誰もが住み慣れた地域で助けあい、支えあいながらいきいきと暮らせるよう、地域福祉※1活動を推進します。

■主な施策

1. 地域福祉活動の推進

- (1) 地域福祉の担い手である古賀市社会福祉協議会などと引き続き連携を図りながら、地域福祉活動の推進を図ります。
- (2) 障がい者、高齢者、子どもなどのうち、特に支援を必要とする人へ情報の提供や相談などを行う民生委員・児童委員について、地域の実情を踏まえた配置や活動に必要な支援を行うことにより、地域の見守り体制の充実を図ります。
- (3) 地域で助けあい、支えあう意識の高揚を図るため、出前講座や地域イベントなどで地域福祉の必要性を啓発します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
民生委員・児童委員数（累計）	66人（H27年度）	79人（H33年度）

- ※1 地域におけるさまざまな福祉の問題に地域住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいくこと。社会福祉法において「地域住民などはその推進に努めること」とされている。

政策 6-2 健康づくりの推進

■現状と課題

古賀市では、気軽にウォーキングができる環境づくりやイベントの開催をはじめ、地域で健康づくりを推進するサポーターの育成や、食を通じた健康づくりの普及など、市民の健康増進に取り組んできました。また、行政区単位で市民主体の健康づくりを推進するための「ヘルス・ステーション」の設置により、育成したサポーター等の活動が活発となり、既存の地域活動に「健康・予防」の意識が普及されてきました。また、「健康」を入りに、仲間づくりや見守り、地域活動への参加を促し、地域の多世代による支え合いの意識も向上しています。

今後とも生涯にわたって健やかに生活できるよう、地域や関係機関などと連携して、健康づくり活動に取り組みやすい環境の整備や“自分の健康は自分でつくる”という健康意識の向上に取り組むことが必要です。

■基本方針

- 市民一人ひとりが日常生活の中で身近に健康づくりに取り組むことができるよう、市民主体の健康づくりを行うことができる環境の充実を図り、健康寿命の延伸をめざします。
- すべての世代の健康意識の向上を図るため、ライフステージに応じた取り組みを充実します。

■主な施策

1. 健康づくり環境の充実

- (1) 地域での健康づくりを担う人材の育成を継続し、関係機関と連携しながら地域における健康づくりを推進します。
- (2) 食生活改善に関わる市民団体などと連携を図りながら、「古賀市食育推進計画※1」を策定するとともに、食育の推進に取り組みます。
- (3) 気軽に健康づくりに取り組むことができるよう、「歩いてん道」などを活用しながら、さらに各地域で実施できる小コースの選定等を行い、ウォーキングを推進します。

2. 健康意識の向上

- (1) 健康講座・出前講座などを通し、心身の健康づくりに関する正しい知識を普及・啓発します。
- (2) 骨密度測定を通し、すべての世代の生活習慣改善の知識の普及に取り組みます。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
ヘルス・ステーション事業実施箇所数（累計）	5箇所（H27年度）	23箇所（H33年度）

- ※1 食育を総合的かつ計画的に推進するため、食育基本法第 18 条に基づき市町村が作成する食育の推進に関する施策についての計画。

政策 6-3 保健・医療の充実

■現状と課題

古賀市では、高血圧症や糖尿病といった生活習慣病の予防策として、特定健診※1 や保健指導を実施するほか、疾病の早期発見・早期治療のため、がん検診などの健診事業を実施してきましたが、医療費全体に占める生活習慣病の割合は増加傾向にあり、よりいっそうの取組が求められています。市の健康課題をふまえ、すべてのライフステージに応じた発症予防、重症化予防など「予防」の取組を推進していくことが求められています。また、低体重児の出生や高齢妊婦の増加、母体の生活習慣病の増加に伴い、妊娠期から乳幼児期までの健診などによる母子保健事業は、子どもの健全育成や発達支援には不可欠です。さらには、子育て世帯の経済状況や家庭環境に応じた支援を含めた切れ目のない支援体制と関係者の連携を推進することが必要です。

■基本方針

- すべての市民が生涯にわたって健やかに生活できるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、健診などの保健事業や地域医療を充実します。
- 少子・高齢化が進む地域において安心して暮らせるよう、医療・介護・福祉がさらなる連携を深められる仕組みづくりに努めます。

■主な施策

1. 母子保健の推進

- (1) 安心して出産を迎えられるよう、妊娠期からの健診や健康指導などを充実します。
- (2) 子どもの健やかな成長のため、乳幼児期における健診などを推進します。
- (3) 妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談支援体制を充実します。

2. 疾病予防・早期発見の強化

- (1) 特定健診受診率の向上及び保健指導の実施を強化し、特に慢性腎臓病の重症化予防に取り組みます。
- (2) がん検診の受診者を増やすため、啓発などの取組を強化します。
- (3) 感染症に関する予防などの啓発に、引き続き取り組みます。

3. 地域医療の推進

- (1) 医療機関などとの連携のもと、休日・夜間救急医療体制を維持するとともに、適正な受診を啓発します。
- (2) 「とびうめネットワーク※2」を推進し、かかりつけ医の普及に取り組みます。
- (3) 在宅での生活、療養、介護を支える医療・介護・福祉の連携がさらに深められるよう、情報のネットワーク化を図ります。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
がん検診受診者数（年間）	10,135 人（H27 年度）	12,200 人（H33 年度）
とびうめネットワーク市内登録者数（累計）	2,129 人（H27 年度）	2,800 人（H33 年度）

- ※1 医療保険者が、40～74歳の加入者を対象として、毎年度、計画的に実施する、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査。
- ※2 平成18(2006)年に「粕屋北部在宅医療ネットワーク」として立ち上がった医療ネットワークシステムで、平成26(2014)年4月から範囲を福岡県域に広げたことに伴い、名称変更された。

政策 6-4 子育て支援の充実

■現状と課題

核家族化が進行し共働きや孤立化する家庭が増加するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。古賀市では保育所での延長保育、一時預かり、病後児保育を継続実施し、新たに休日保育※1を実施するとともに、「待機児童ゼロ」に向けた支援に取り組んできました。

また、児童虐待防止のため、古賀市要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を強化し、要保護児童等の適切な保護・支援を実施してきました。

今後も、地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭の孤立感や不安感が高まっている現状を踏まえ、妊娠期から乳幼児期において、切れ目のない支援を充実させるため、ワンストップの窓口を設置していくとともに、地域の人材を活かし、子育て応援サポーターの活動を推進していきます。さらに、子育て支援情報の充実に努めるとともに、病児保育など保育サービスを提供し、市民ニーズに対応していく必要があります。

■基本方針

- 子どもが健やかに成長するため、生きる力を育み誰もが安心して楽しみながら子育てできるよう、児童の育成と子育て支援を充実します。

■主な施策

1. 子育て環境の充実

- (1) 妊娠期から乳幼児期まで、ワンストップの窓口を設置し、切れ目のない支援を充実させるとともに、子育ての不安や悩みを軽減するため、引き続き相談体制を強化します。
- (2) 地域と行政が一体となって子育て世帯を支援できるよう、子育て応援サポーターなどの活動を推進し充実させます。
- (3) 子育ての孤立感や不安感を軽減するため、乳児のいる全家庭を訪問し、育児の不安や悩みの相談を受け、子育て支援に関する適切な情報提供を行い、必要な支援につなげます。
- (4) 子育て BOOK※2 や子育て情報誌など、効果的な情報提供の方法を検討していくとともに、子育て世帯が知りたい情報を提供できるように内容を充実します。

2. 幼児教育・保育サービスの充実

- (1) 幼稚園・保育所・小学校の連携促進と教職員の研修支援などにより、幼児教育全体の質の向上を図ります。
- (2) 待機児童対策として、幼児教育・保育サービスの充実を図り、幼稚園・保育所など(特定教育・保育施設及び教育施設)に対し施設整備や利用者に対する支援など、引き続き取り組みます。
- (3) 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育※3・一時預かり※4・病後児保育※5・休日保育※6を継続するとともに、病児保育などに取り組み、保育サービスの充実を図ります。
- (4) 就園前の異年齢児とのふれあいの機会を増やすため、幼稚園や保育所の地域開放を引き続き取り組みます。

3. 生活支援・経済的支援の充実

- (1) ひとり親家庭等に対する相談体制を充実させるとともに、就労や生活安定への経済的支援を行い、自立を促進します。
- (2) 子育ての経済的負担を軽減するため、保育料の負担軽減・子どもの医療費の助成・学齢児のいる家庭への援助などに取り組みます。

4. 児童虐待防止の強化

- (1) 地域、保育所、学校、行政などの関係機関が連携し、要保護児童等の適切な保護及び支援を実施するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。
- (2) 児童虐待を未然に防ぐため、啓発事業を引き続き実施します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
乳児家庭全戸訪問率	96% (H27 年度)	97% (H33 年度)
保育所待機児童数 (年間)	0 人 (H27 年度)	0 人 (毎年度)

- ※1 日祝日に就業などにより家庭での保育が困難となる保護者に代わり、子どもを保育する事業。
- ※2 市で発行している「子育て支援」情報冊子。平成 19(2007)年度に初版を発行。
- ※3 通常の保育時間を超えて子どもを保育する事業。市内幼稚園においても、同様の事業が実施されている。
- ※4 保護者の育児疲れの解消、短時間労働や病気などの理由により、家庭での保育が一時的に困難な場合、保育所において子どもを預かる事業。

- ※5 病気回復期の子どもを家庭で保育できない場合、医師の診断書に基づき一時的に子どもを保育する事業。
- ※6 病気回復期に至らない子どもを家庭で保育できない場合、医師の診断書に基づき一時的に子どもを保育する事業。

政策 6-5 高齢者福祉の推進

■現状と課題

平成 21(2009)年に 17.9%だった古賀市の高齢化率は、平成 28(2016)年に 24.25%になるとともに、46%を超える行政区も現れました。さらに、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢期を迎える平成 37(2025)年以降には、後期高齢者や認知症に伴う、要介護認定者の増加などが予想され、高齢者を取り巻く社会環境は急速に変化していきます。これまで古賀市では、介護予防の推進、地域における生活支援の推進や社会参加・生きがいくりの支援を行ってきました。

今後は、引き続き、市民が主役になる介護予防・生活支援・生きがいくりの推進を行うと共に、平成 37(2025)年を見据え、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防等の連携のもと、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築が課題です。

■基本方針

- “いつも健康 いつでも安心 だれもがいきいき”を合い言葉に、誰もが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生涯を送ることができるよう、地域全体で支えあうための支援体制や介護予防の取組を推進します。

■主な施策

1. 介護予防と自立した日常生活の支援

- (1) 住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域の支えあい体制づくりを推進し、介護予防活動の活性化に取り組みます。
- (2) 生涯現役社会実現に向け、高齢者の就労や地域活動を充実させるため、シルバー人材センターや老人クラブの活性化を図るとともに、介護予防サポーター活動を推進します。

2. 地域における生活支援の推進

- (1) 高齢者や家族が地域で安心して生活できるように、地域福祉の推進を図りながら、地域包括支援センター※1 を中心に保健、医療、介護、福祉分野のさまざまな社会資源と連携し、相談機能や支援体制を充実します。
- (2) 成年後見制度や虐待防止など、高齢者の権利擁護に取り組みます。

(3) 認知症の予防や認知症を早期に発見し適切なケアにつなげるため、人材の育成や支援体制の充実を図ります。

(4) 一人暮らし高齢者や買い物弱者をサポートするため、関係機関や地域との連携による支援体制を強化します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
介護予防サポーター登録者数（年間）	0人（27年度）	400人（H33年度）

※1 高齢者の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担う機関（愛称「寄って館」）。

政策 6-6 障がい者福祉の推進

■現状と課題

障がい者への福祉サービスは、「措置」から一人ひとりのライフスタイルに応じた「支援」へと変わり、官民共働による地域全体の支援力の向上がこれまで以上に求められるようになりました。また、古賀市の障害者手帳所持者は増加傾向にあるとともに、障がい者のニーズは多様化しており、自立支援に向けたきめ細やかな対応が必要となっています。このような中、多様なニーズに対応できるサービスの提供体制の確立と、障がい者やその家族が悩みを抱え込まず暮らせる地域づくりが求められています。

古賀市では、障害者生活支援センター「咲」※1を設置し、福祉サービスをはじめさまざまな支援につなぐ窓口として機能させてきましたが、今後はさらに障がい者が生きがいを持って生活できるよう、地域全体で障がい者の課題解決に取り組んでいくことが必要です。

■基本方針

- 障がい者が生きがいを持って生活できるよう、福祉サービスの提供体制や相談支援体制を充実させるとともに、地域などと共働して障がい者の課題解決に取り組む体制づくりをめざします。

■主な施策

1. 生活支援の推進

- (1) 障害福祉サービス事業者や地域の関係機関と連携し構築した障がい者の生活支援を行うネットワークを活用し、地域における障がい者の課題を共有して解決につなげるよう、支援体制を強化します。
- (2) 障がい児の教育を充実させるため、就学などの度に情報が途切れることがないよう、支援体制を強化します。
- (3) 身近にある障害者生活支援センター「咲」を中核として、相談や情報提供の支援に引き続き取り組みます。

2. 社会参加の支援

- (1) 障がい者の就労を促進するため、古賀市無料職業紹介所※2 や障害者就業・生活支援センター「ちどり」※3 などと連携し、支援体制を強化します。
- (2) 障がい者やその家族の交流の輪が広がるように、障がい者団体やボランティア団体、関係機関における交流活動の支援に取り組みます。
- (3) 社会参加しやすい環境を整備するため、公共施設のバリアフリー化に取り組むなど障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
障害福祉サービス・障害児通所支援受給者数（年間）	518 人（H27 年度）	638 人（H33 年度）
障がい者職場体験実習件数（年間）	44 件（H27 年度）	50 件（H33 年度）

- ※1 障がい者などが自立した日常生活を営むことのできる地域社会を実現するための施設。平成 17(2005)年度に設置。
- ※2 市役所内に設置された市民が就職情報の閲覧や就労相談などを気軽に行うことができる就労支援の場。
- ※3 障がい者の雇用の促進と就業の安定を図るため、就業面と生活面を一体的に支援することを目的とした施設。

政策 6-7 生活支援の充実

■現状と課題

近年急速な高齢化が進み、超高齢化社会に突入する中、非正規雇用労働者や年収 200 万円以下の世帯の増加、ニート・フリーター・ひきこもり・高校中退者などの増加により、生活困窮に至るリスクが高い世帯が増えています。このことが生活保護や生活困窮に関する相談・申請件数を増加させている大きな要因となっています。このような中、古賀市では市民の就労支援のため、平成 17(2005)年に古賀市無料職業紹介所を開設し、平成 27(2015)年度末までに 3,449 人の就労を実現しました。また、増加する消費生活に関するトラブルへの対応の充実を図るため、平成 25(2013)年に古賀市消費生活相談窓口を古賀市消費生活センター※1 へ改称、相談体制を強化し、消費生活トラブルの防止や解決の支援を行ってきました。さらには、自殺者が減少しない状況の中、悩みを抱える人を適切な相談機関につなぐ「ゲートキーパー」の養成に取り組んできました。今後も引き続き就労支援や消費生活トラブルの防止・解決の支援、自殺を予防する取組を行うなど、市民が安心して生活を営むための多岐にわたる相談体制の充実が求められています。

また、子どもの貧困問題が社会問題化している中で、子どもの将来が生まれ育った環境により左右されることなく、健やかに育成される環境整備や教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策を推進する必要があります。

■基本方針

- 生活トラブルや就労などの相談体制の充実に努めるなど、生活の安定に向けた支援に取り組めます。

■主な施策

1. 生活トラブル防止・解決の支援

- (1) 古賀弁護士相談センター※2 において、市民が無料で法律相談できるよう引き続き支援します。
- (2) 消費生活トラブルの防止・解決のため、古賀市消費生活センターにおいて、引き続き相談・啓発に取り組めます。

2. 就労の支援

- (1) 多くの求職者の就労を可能にするため、古賀市無料職業紹介所を継続し、就職の情報提供や指導、あっ旋、求人企業の新規開拓などを推進します。
- (2) 就労に結びつくための技能・知識修得などの研修を引き続き行います。
- (3) 放課後の児童の安全確保や健全育成を図り、安心して就労できるように、学童保育所の運営及び整備に引き続き取り組みます。

3. 自立支援の推進

- (1) 生活困窮者に対するきめ細かい相談・助言・援助を行うため、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携の強化を図ります。
- (2) 低所得者向け住宅として、市営住宅の適切な維持・管理に努めるとともに、高齢者や障がい者にとっても生活しやすいよう、バリアフリーに配慮した整備に取り組みます。

4. 自殺予防の推進

- (1) 市の自殺の現状をふまえた自殺予防の効果的な推進を図るため、自殺対策の計画を策定します。

5. 子どもの貧困対策

- (1) 子どもの貧困の実態を適切に把握するための実態調査を行い、子どもの貧困対策推進計画を策定します。
- (2) 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、関係機関と連携し、施策を推進します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
古賀市無料職業紹介所における就職決定率	75.6% (H27年度)	80.0% (H33年度)
生活困窮者自立相談支援新規相談件数 (年間)	130件 (H27年度)	156件 (H33年度)

※1 消費生活専門相談員が市民からの相談に応じ、消費生活問題の解決支援を行う窓口。

※2 市が福岡県弁護士会に委託して市民の無料法律相談を行う窓口。

基本目標 7 互いに認めあい みんなでつくるまちづくり

政策 7-1 人権のまちづくりの推進

■現状と課題

古賀市はこれまで、“全ての市民が共に生き、共に支えあう人権尊重都市”をめざして、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などさまざまな人権問題の解決や人権教育・啓発に取り組んできました。しかし、今日に至っても、さまざまな解決すべき人権問題が多く残され、特にインターネットによる人権侵害は後を絶ちません。これまでの取組の成果や市民意識調査の結果を生かしながら、市民と行政が一体となり、残された課題や新たな課題の解決に向け、人権教育・啓発や人権侵害の救済に積極的に取り組んでいく必要があります。

■基本方針

- 「古賀市人権施策基本指針※1」に基づき、総合行政として人権センターや隣保館を中心に市民・企業・学校など関係機関と共働し、市全体で人権意識の向上や人権侵害の救済などに積極的に取り組み、人権のまちづくりを推進します。

■主な施策

1. 人権のまちづくり環境の充実

- (1) 古賀市人権施策基本指針に基づきすべての行政施策において、市民意識調査の結果を踏まえ、人権尊重の視点に立ち、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決のため、人権のまちづくりの推進に取り組めます。
- (2) 人権施策の取組を通じ、古賀市人権尊重推進委員会や古賀市社会「同和」教育推進協議会など関係団体とのネットワークの充実を図ります。
- (3) 相談窓口の充実・周知を図るとともに、法務局などの関係機関と連携を強化し、積極的に人権侵害の救済を図ります。

2. 人権意識の向上

- (1) 学校長を中心に教職員が一体となって組織的・計画的に人権教育を進めるとともに、教職員が人権の理念に対する認識と人権感覚を高め、児童生徒の自尊感情を高める環境づくりに取り組めます。
- (2) 社会教育関係団体などへの人権教育研修会を行うとともに、市民が参加する講座

などにおいて人権啓発を推進します。

- (3) 古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議と連携しながら、企業が継続的・計画的な人権研修を行えるよう支援を行います。
- (4) 地域の実情に即した多様な啓発内容づくりを行い、市民相互の交流の場の充実など、行政と市民とが共働で人権教育・啓発を推進します。
- (5) 市民の指導者育成を図るとともに、人権教育・啓発に取り組む団体の支援に努めます。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
市民団体など対象の人権教育・啓発研修回数（年間）	43回（H27年度）	50回（H33年度）
市民対象の人権教育・啓発事業参加者数（年間）	3,318人（H27年度）	4,000人（H33年度）

※1 市民の人権を尊重し、市民が共に生き、共に支え合う「いのち輝くまちづくり」の実現に向け、人権施策を積極的に推進し課題を解決するための指針。

政策 7-2 男女共同参画社会の確立

■現状と課題

古賀市はこれまで男女共同参画社会の実現に向けて、「古賀市男女平等をめざす基本条例※1」「第2次古賀市男女共同参画計画※2」に基づき、男女共同参画のつどいやセミナーの開催、市公式ホームページや広報掲載内容の充実、地域・団体・事業所など関係者への働きかけなど、総合的・計画的な取組を進めてきました。これらの結果、審議会などの女性委員の割合は、平成27（2015）年度には40%となり、県内でも高い割合を示しています。

しかしながら、平成28（2016）年に報告をまとめた市民及び事業所意識調査では、市民に男女共同参画の理念が広く浸透しているとは言い難い結果となっています。性別にとらわれない多様な個性を生かすことへの理解の深まりやさらなる意識の変革とともに、「女性活躍推進法※3」の平成28（2016）年4月施行に伴う女性の活躍推進への取組が求められています。

■基本方針

- 男女の人権が等しく尊重され、対等な立場で家庭、学校、職場、地域社会において、あらゆる活動に積極的に参画でき、互いに個性を認めあい、支えあう男女共同参画社会の確立をめざします。

■主な施策

1. 男女共同参画意識の向上

- (1) 固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が互いに個性と能力を尊重しあい、社会参画できる活力あるまちづくりを推進するため、家庭や学校、地域、職場における意識改革に向けた啓発活動を推進します。

2. 男女共同参画推進環境の充実

- (1) 男女が自立した生活の確立を目標とし、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に基づいた施策に取り組みます。
- (2) 古賀市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るなど、すべての審議会・

委員会において、男女のバランスの取れた委員の登用を推進します。

- (3) 男女共同参画推進のため、人材の育成やネットワーク化に取り組むとともに、男女共同参画計画の実施計画策定期間に合わせて、市民や事業所へ意識調査を実施します。

3. 配偶者等からの暴力根絶

- (1) 関係機関と連携して、配偶者や交際相手からの暴力を防ぐ施策を引き続き推進します。

4. 女性の活躍推進

- (1) 子育て応援宣言をする事業所を増やすなど、働きやすい職場づくりを推進します。
(2) 女性の起業や再就職、キャリアアップを支援します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
女性による新規創業への支援件数（累計）	0件（H27年度）	50件（H33年度）

- ※1 真の男女平等を実現するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための条例。平成 17(2005)年度に施行。
- ※2 男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の確立をめざし策定された計画。
- ※3 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための法律である「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の略称。

政策 7-3 共働のまちづくりの推進

■現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行や地域の自主性・自立性の向上が求められるなど大きな時代の変化を迎える中、多様化する市民ニーズや地域の課題に行政サービスだけでは対応することが困難になってきています。

また、自治会加入率の微減傾向など、住民間の関わりが希薄化する傾向が進んできている一方で、東日本大震災を契機として、人と人のつながりや絆の大切さとともに地域コミュニティや共働の重要性が再認識されています。

このような中、市民一人ひとりをはじめとして地域、NPO、企業、学校、行政など多様な主体がまちづくりの担い手として、お互いの役割や責任を自覚しながら、それぞれの特性を生かし、共働してさまざまな課題の解決に取り組むことが求められています。

■基本方針

- さまざまな課題の解決のため、コミュニティ意識の醸成や地域のまちづくり活動の支援を通じ、地域コミュニティ機能の充実を図るとともに、多彩な NPO・ボランティアの主体的な活動を促し、多様な主体が共働するまちづくりを推進します。

■主な施策

1. 住民自治の推進

- (1) 地域コミュニティ活動や市民活動への理解をいっそう進め、市民がまちづくりの担い手であるという意識の啓発に努めます。

2. 地域コミュニティ活動の推進

- (1) 自治会、校区コミュニティ等の主体的な地域コミュニティ活動を促進するため、地域の自主性を尊重しながら市の支援を行います。
- (2) 校区コミュニティ活動に必要な拠点として、小学校の旧用務員室などの活用を推進します。

3. 市民活動の支援

- (1) 市民活動支援センター※1 において、市民活動に関する相談や情報発信、市民活動団体等の交流を促進するなど、よりよいまちづくりに取り組む市民活動を推進

します。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
市民活動支援センター登録団体数 (累計)	75 団体 (H27 年度)	80 団体 (H33 年度)

※1 地域の課題に関する市民の自主的かつ自発的な活動を支援することにより、市民活動の促進を図る施設。

政策 7-4 開かれた市政の推進

■現状と課題

スマートフォンの普及や SNS（フェイスブック、ツイッターなど）の登場により、情報の拡散力が格段にアップし、いつでも、どこでも市政情報を入手することができるようになりました。単にお知らせするのではなく、必要な人に必要な情報を効率的・効果的に届けるという戦略的な広報が求められています。

またインターネットメールを利用した意見・要望などの受付やパブリックコメントの実施など、市民の声を行政運営に生かす取組と個人情報の適正な管理にも努めてきました。

今後は、市民のまちづくりへの参画がさらに進むように、市政情報の公開制度、情報提供方法の工夫、会議の公開など、情報媒体の変化に合わせて総合的な情報公開やシティプロモーションを推進していく必要があります。

■基本方針

- 個人情報の保護に十分に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用に努め、市民との情報の共有を図ります。
- 情報メディアを積極的に活用し、市のイベントなどの情報の提供に努めるとともに、引き続き、広聴機能の改善に取り組みます。

■主な施策

1. 市政情報の適正管理

- (1) 市民参画を進めるため、市政情報を積極的に公開していくとともに、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、個人情報の漏えい防止や保護に努めます。

2. 広報・広聴の充実

- (1) 公式ホームページのリニューアルや、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを活用した、タイムリーな情報発信に努めるとともに、情報の浸透性の高いマスコミ（新聞・テレビ・ラジオなど）を通じた広報活動に積極的に取り組みます。
- (2) 大学、企業、市民などと連携し、行政だけでは成しえない市の新しい魅力の発掘・

創出・発信に努めます。

- (3) 市民の意見・提案・要望を広く市政に反映していくため、説明会の開催やパブリック・コメントの実施など、市民の声を広く聴く機会の充実を図ります。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
公式ホームページ平均ページビュー（年間）※1	41.9 万 PV（H27 年度）	84 万 PV（H33 年度）

※1 ウェブサイト、またはウェブサイト内の特定のページが閲覧された回数。アクセス数。

政策 7-5 適正な行財政運営の推進

■現状と課題

社会保障の充実・安定とそのため安定財源確保を柱とする「社会保障と税の一体改革」が実施されるなど、少子高齢化の進行をはじめとして社会経済状況は大きく変化してきています。

それに伴い、市民ニーズはますます多様化し、増大していることから、今後も引き続き、自主財源の確保に取り組むほか、財務書類や財産台帳を活用した財政分析を行うなど、財政の健全化を図り、持続可能な行財政基盤を堅持していくことが課題となっています。

■基本方針

- ヒト（組織・人事）、モノ（施設など）、カネ（財源）といった経営資源の連携と活用や市民サービスと事務効率の向上に努めるとともに、優先度・緊急度に応じた選択と集中による計画的で効率的な行財政運営に努めます。
- 地域全体での発展を視野に入れ、将来を見据えた広域的なまちづくりを推進します。

■主な施策

1. 健全財政の推進

- (1) 義務的経費の増大とそれに伴う財政の硬直化に対応するため、枠配分予算編成システム※1を一時中断し、全件査定を行い、メリハリの効いた予算配分を行うとともに、事務事業の改善を図ります。
- (2) 自主財源を確保するため、滞納整理の早期着手・早期整理の徹底、滞納処分の強化を継続して実施します。また、広告収入など新たな財源確保に努めます。
- (3) 補助金改革実行計画に基づき導入した公募型補助金制度を継続するとともに、個別補助金を定期的に検証するなど、公益性・公平性を確保します。また、受益者負担の適正化のため、使用料・手数料の検証・見直しを行います。
- (4) 財産の確実・効率的な運用に努め、未利用の公有財産の貸付・処分を引き続き行います。
- (5) 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の維持・修繕・更新に係る費用の縮

減・平準化を図ります。

- (6) 広域行政で行う事業の負担金の低減を図るため、事業の効率化に向けた検証の実施を提言します。

2. 行政機能の向上

- (1) 効率的な行政経営を支える組織機構・人員配置を適宜見直します。
- (2) 行政評価制度※2の充実を図り、PDCA サイクル※3を確立します。
- (3) パソコンや携帯端末機を利用した電子申請手続きについて、その効果や効率などの調査研究を重ねながら拡充を図ります。
- (4) 事務の効率化を図るため、事務処理システムの改善に努めるとともに、情報セキュリティに留意しながら行政情報のデータベース化・ネットワーク化をさらに推進します。また、情報システムの更新時にはクラウド化について検討します。
- (5) 国・県・周辺自治体の動向に留意しつつ、広域連携の強化を図ります。
- (6) 諸証明の交付時間帯の拡大など市民ニーズに適応したサービスの充実について調査研究し、必要に応じた対応を行います。
- (7) 意識的に PDCA サイクルの手法を取り入れた OJT※4を中心とする職員研修制度や一定期間中の職務遂行上の能力や行動、実績を評価する人事評価制度などを実施していくことにより、職員のモチベーションと資質の向上を図ります。

3. 定住化の促進

- (1) にぎわいと活力あるまちづくりを進めるため、若者や子育て世代などを中心とした定住化を促進します。また、新たな情報発信に取り組みます。

■代表的な指標

指標名	現況	目標
プライマリーバランス(基礎的財政収支)黒字化(5ヵ年)	赤字(H27年度)	黒字(H33年度)
クラウドサービスへの移行数(累計)	0件(H27年度)	4件(H33年度)

- ※1 市の予算編成方法の一つで、経常的な経費を各部に予算配分し、部の責任において予算編成するシステム。
- ※2 体系化された事務事業の現状分析を行い、業務改善に結びつけるため、成果重視の視点からその方向性や進捗状況を評価するもの。
- ※3 マネジメントの機能をサイクルとして捉え、一連の流れを繰り返すことで業務を合理的に処理していく手法。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

※4 **On the Job Training** の略。職場の中で業務を通じて、上司や先輩職員が、部下や後輩職員に対して、現在または将来の仕事に必要な知識やノウハウを意識的、継続的に指導するための多様な取組のこと。